

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	松井 勇樹
登録番号又は法人番号	09211401
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	アーリー・バード行政書士法人
事務所所在地	三重県伊勢市一色町 1834 番地 7
処分年月日	令和 7 年 12 月 15 日
処分内容（種類）	六月間の業務停止
上記処分をした理由	1. 松井勇樹行政書士（以下「松井行政書士」という。）は、平成 28 年度上半期分（平成 28 年 4 月分から同年 9 月分まで）から令和 7 年度上半期分（令和 7 年 4 月分から同年 9 月分まで）までの間の三重県行政書士会の会費（合計 66 万 6000 円）を滞納した（会費の滞納に関して、三重県行政書士会は、平成 29 年 10 月 31 日、松井行政書士を廃業勧告処分に付すとともに、松井行政書士に対して訴えの提起を行い、令和 7 年 4 月 16 日請求認容判決を得た。）。（行政書士法第 13 条、三重県行政書士会会則第 15 条第 1 項に違反） 2. 松井行政書士は、日本行政書士会連合会に、平成 21 年 5 月 26 日付けで、住所を「三重県伊勢市通町 486 番地 1」と登録申請を行い、遅くとも平成 24 年 7 月 16 日には別の住所に転居したにもかかわらず、日本行政書士会連合会に変更登録を行わなかった。（行政書士法第 6 条の 4 に違反） 3. 松井行政書士は、日本行政書士会連合会に、平成 21 年 5 月 26 日付けで、事務所の所在地を「三重県伊勢市一色町 1834 番地 7 アーリー・バード行政書士法人」と登録申請を行い、遅くとも平成 27 年 3 月 31 日には上記行政書士法人の社員としての地位を喪失したにもかかわらず、日本行政書士会連合会に変更登録を行わなかった。また、平成 29 年 10 月 31 日付けで三重県行政書士会より廃業勧告を受けたにもかかわらず、現在に至るまで、適法に行政書士として事業を行うのに必要な事務所所在地の変更登録を行っていない。（行政書士法第 6 条の 4 に違反、重大な非行に該当）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 14 条第 2 号、第 13 条、第 6 条の 4